

## 第 1 回屋台選定委員会申し合わせ事項

## 会議の公開について

附属機関の会議については、市情報公開条例第 38 条により原則公開するものとなっているが、下記事項については、同条ただし書き等に基づき非公開とする。

- (1) 個人情報にかかる事項
- (2) 審査に関する事項
- (3) 審査基準を定める過程の審議
- (4) その他委員会で非公開とした事項

※なお、議事録等については、非公開情報及び適正な審査に支障がないものについて、公開とする。

## ※参考

## 福岡市情報公開条例抜粋

(公文書の公開義務)

**第 7 条** 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- (2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
  - ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの
  - イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの
- (4) 市の機関及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社をいう。以下同じ。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(附属機関等の会議の公開)

**第 38 条** 附属機関等の会議は、これを公開するものとする。ただし、その会議における審議の内容が、非公開情報に該当する事項に関するものであるとき、又は許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。

## 福岡市屋台基本条例抜粋

(福岡市屋台選定委員会)

**第 28 条** 市長の附属機関として、福岡市屋台選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。